

事務事業評価シート(総括表)

事務事業	26	地域包括支援センターの運営支援					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	地域の高齢者が、安心して住み慣れた地域で生活を継続することを目的とする包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待防止・早期発見、地域のネットワークづくり）を実施する機関として地域包括支援センターの整備を行います。						
対象・手段	区内の65歳以上を対象とします。区民にとって身近である特別出張所管轄を相談圏域とし、各圏域に1所ずつセンターを設置します。地域のセンターはすべて民間法人へ委託し、それらを統轄する役割を区役所内のセンターが担います。17年度まで高齢者の総合相談窓口として周知されていた在宅介護支援センターの機能を強化して活用することにより、地域包括支援センターへの転換を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
特別出張所管轄を基本とする地域ごとに保健・福祉・介護に関する総合的な相談体制を整備することにより、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
地域包括支援センター10所の整備		特別出張所管轄及び区役所管轄に各1所 ・直営型（区設置）1所 ・地域型（委託設置）9所			（平成18年度）に （10所）の水準達成		
					（ ）年度に （ ）の水準達成		
					（ ）年度に （ ）の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値1	所	0.00	0.00	10.00	10.00	柏木地区と角筈地区を合わせて一つの相談圏域としたため、10所設置。
	実績1	所	0.00	0.00	10.00	10.00	
	= /	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成18年度	設置数： 直営（1所）：区役所内 民間委託（9所）：若葉、北山伏、原町ホーム、若松町、大久保、高田馬場、聖母ホーム、上落合、淀橋 相談件数：37,766件						
平成19年度	設置数： 直営（1所）：区役所内 民間委託（9所）：若葉、北山伏、原町ホーム、若松町、大久保、高田馬場、聖母ホーム、上落合、淀橋 相談件数：46,007件						

部名称		福祉部		課名称		高齢者サービス課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	0	0	206,397	226,206	
	人件費	千円	0	0	231,840	256,060	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	0	0	438,237	482,266	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	0	0	438,237	482,266	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	438,237	482,266	
	特定財源		0	0	0	0	
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	28.00	31.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
<p>利用者にできるだけ近い場所にセンターがあることが望ましいため、特別出張所管轄を基本とした相談圏域に1所ずつセンターを設置しました。設置に際し、各圏域の利用対象者数をできるだけ均等になるように、他の地区と比較して人口の少ない柏木地区と角筈地区を合わせて1つの圏域として1所のセンターが担当することにしました。しかし、設置場所が区の西南の端で利用者に不便が生じたため、19年4月に二つの地域のほぼ中央の位置にセンターを移転し、事業を実施しています。なお、地域包括ケア体制を更に充実させていくために、地域包括支援センターの機能強化をどのように図っていくのが課題となっています。</p>							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	ほぼ計画どおりといえます。特別出張所管轄を基本的な相談圏域とし、各圏域ごとに1所ずつ設置しましたが、他の管轄区域と比較して人口の少ない柏木地区と角筈地区を一つの圏域としたため、10所の設置となりました。				
	実施の成果	3	19年度の相談件数は、前年度と比較して4946件増加しています。地域包括支援センターが徐々に高齢者に周知された結果であり、実施成果は大きいといえます。				
	効率性	3	17年度まで高齢者の相談窓口の役割を担っていた在宅介護支援センターを活用して転換したため、効率的に整備が行えたといえます。				
	行政の関与	3	介護保険法により、包括的支援事業の実施と実施機関である地域包括支援センターの設置は区が責任主体とされているため、区の関与は妥当です。				
	妥当性	3	高齢者の様々な問題に適切に対応できる専門職員を配置した地域包括支援センターが、特別出張所管轄ごとに区内10ヶ所に整備されたことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するための相談支援体制が整いました。				
	施策寄与度	3	介護だけではなく保健、医療との連携はもとより、地域の民生委員やボランティア等と連携して総合的に支援する必要があります。各センターにおいて、関係機関とのネットワークづくり等を行っています。施策目的の達成に十分寄与しているといえます。				
総合評価	19年度の評価は、各センターへ職員を1名ずつ増配置し、認知症高齢者や虐待に関する相談等に対して、十分な対応ができる体制になったことからBとします。なお、過去2年間の評価も、計画どおり10所の地域包括支援センターを整備し、着実な事業展開が図られたことからBとします。						B 過年度評価 18年度 B 17年度 16年度 15年度
							方向性
改革方針	本事業は、介護保険法上の地域支援事業に位置づけられており、今後は経常事業「地域包括支援センター事業」として実施していきます。また、地域包括支援センターの機能強化については、包括的・継続的ケアの強化や居宅介護支援機能の強化等の視点から、必要な見直しを図っていきます。						1 現状のまま継続